

基幹放送周波数使用計画の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 基幹放送周波数使用計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～12 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県域放送</p>				<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送に使用させること<u>が</u>できる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～12 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県域放送</p>			
中波放送の 放送対象地 域	中波放送の親 局の送信場所	補完中継局		中波放送の 放送対象地 域	中波放送の親 局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数(MHz)			送信場所	周波数(MHz)

(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄県	那覇	那覇	$\frac{92.1}{93.1}$

(注1)・(注2) (略)

第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
(略)	(略)					
熊本県	熊本	28	1	人吉	17	0.01
				水俣	20	0.1
				南阿蘇	20	0.01

(注) (略)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	親局		

(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄県	那覇	那覇	$\frac{91.5}{93.1}$

(注1)・(注2) (略)

第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
(略)	(略)					
熊本県	熊本	28	1	人吉	17	0.01
				水俣	20	0.1

(注) (略)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	親局		

	東京	26	10
	中継局		
	(略)	(略)	
(熊本)			
熊本	24	1	
人吉	25	0.01	
水俣	40	0.1	
南阿蘇	18	0.01	
(略)	(略)		

(注) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象 地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線電 力 (kW)
(略)	(略)					
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	人吉	18 19 20 21	0.01
				水俣	26 27 30 31	0.1
				南阿蘇	21 23 25 27	0.01
(略)	(略)					

(注1) ~ (注6) (略)

	東京	26	10
	中継局		
	(略)	(略)	
(熊本)			
熊本	24	1	
人吉	25	0.01	
水俣	40	0.1	
(略)	(略)		

(注) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象 地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)
(略)	(略)					
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	人吉	18 19 20 21	0.01
				水俣	26 27 30 31	0.1
(略)	(略)					

(注1) ~ (注6) (略)

第6・第7 (略)

第6・第7 (略)